

第4編 その他災害対策計画

(改訂素案)

第1章 総 則

第1節 その他災害対策計画の方針

第1 その他災害被害想定

本編の対象として想定する災害は、地震災害及び風水害を除く、異常な自然現象又は大規模な火災もしくは交通災害等であり、その災害が多数の死傷者及び施設損壊等の被害を伴い、社会的に影響を与えるものをいう。

第2 災害対策の基本的な考え方

1 情報収集体制の強化

大規模災害が発生した場合には、多種多様な情報が発生するため、被害状況を迅速かつ的確に収集、伝達できる体制を強化する。

2 活動体制の整備

大規模災害が発生した場合、災害発生直後、あるいは初期段階における対応が被害の拡大を防止するうえで重要である。このため本町及び防災関係機関は、職員が非常時に迅速かつ的確に参集できる体制を整備する。

3 広域応援体制の整備

本町の通常の防災体制のみでは、発生した災害のすべてに対応できない事態に備えて、他市町村や防災関係機関との広域応援体制の整備に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 災害予防体制の確立

町、防災関係機関、町民、自主防災組織及び事業所等は、関係法令を遵守することはもとより、自主的な防災体制を確立する必要がある。また、大規模災害は自然現象のみならず火災等の人為的な災害の要因もあり、ハード面及びソフト両面の対策を有機的に関連づけ、災害予防体制の確立を図り、大規模災害時の被害を軽減する。

第2節 災害に強い環境の整備

町、防災関係機関、町民、自主防災組織及び事業所等は、災害に強い環境の整備を推進するため、第2編第2章第6節に定めた各種施策の実現を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 職員の初動体制

本編の対象として想定する災害は、地震災害及び風水害を除く、異常な自然現象又は大規模な火災もしくは交通災害等であり、その災害の発生は予測不可能なものである。このため、職員は常日頃から、勤務時間内、夜間、休日等におけるあらゆる災害の発生を想定し、それらの災害に対応できる初動体制を整えておく。

職員の初動体制については、第2編第3章第1節を準用し、災害発生時には職員が適切な初動活動を行えるものとする。

第2 災害対策本部の設置

異常な自然現象又は大規模な火災もしくは交通災害等が発生し、町民の生命、財産の安全に危険が生じた場合、又は多くの人命救助、社会的混乱の防止を図るための措置が必要と考えられる場合、町長はその災害の規模、様態に応じて災害対策本部及び現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動を行う。

第3 防災関係機関との相互協力と応援要請

町長は、異常な自然現象又は大規模な火災もしくは交通災害等が発生し、それらの災害情報を収集し、町の災害応急対策対応活動のみでは対応が困難と判断される場合は、埼玉県及び相互応援協定等を締結している市町村、自衛隊等へ応援要請を行う。

第2節 災害応急対策活動

災害応急対策の活動内容は、第2編第3章及び第3編第3章に定めた活動内容を準用し、町及び防災関係機関はそれぞれの災害特性に応じて適切な災害応急対策活動を実施する。

第4章 個別災害対応計画

第1節 大規模火災対策計画

大規模な火災が発生した場合、特に市街地では多数の死傷者が発生するとともに、地域社会経済基盤の喪失につながる事象となることが予想されるため、町は大規模な火災対策を次のように定める。

第1 予防対策

町は、川越地区消防組合を中心に防災関係機関と連携を図りながら、次の住宅防火対策を促進する。

1 住宅防火対策等

(1) 高齢者等の対策に重点を置いた出火発生防止対策の推進

高齢者等に多発している住宅火災による死者の発生の防止、とりわけ就寝中における逃げ遅れによる死者等の発生を防止するため、家庭における避難対策をはじめ、住宅用火災警報器、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー設備、住宅用自動消火装置等の普及促進を図るとともに、カーテン、じゅうたん等に防災物品を、また寝具類などに防災製品を使用するよう指導する。

(2) 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施

住宅防火対策のパンフレット等による広報及びホームページ等町民の目に触れる各種広報媒体を積極的に活用し、住宅防火対策の必要性について広報を実施する。

また、住宅火災における発火源別死者数は、たばこによるものが第一位を占めることや、電気器具等による出火が増加している傾向にあることなどから、寝たばこ等による火災及びたこ足配線やトラッキング等による電気火災に対する防火対策について、併せて広報を実施する。

(3) 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進

住宅火災による死者の発生を経過別にみると逃げ遅れが全体の約7割を占め、着火物別にみるとふとん類及び衣類が多くなっていることから、火災を早期に知らせる住宅用火災警報器、燃えにくい防災製品等をはじめとする住宅用防災機器等の普及に努める。

2 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火管理体制の充実

特定防火対象物においては、その実態に応じて、夜間においても火災が発生した場合を想定した、初期消火、通報及び避難の訓練の実施等について指導を行うとともに、特に、高齢者、身体障害者等に対する火災情報の伝達に配慮した避難誘導體制の確立についての指導を行う。

また、自力避難困難者が入所している施設においては、地域住民やボランティア組織との応援・協力体制の確立等を推進する。

(2) 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底

火災が発生した場合に避難経路となる通路、階段等の管理を適切に行うとともに、煙の拡散、延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を

図るため、防火対象物の関係者自らが自主的にチェックする体制の整備を促進する。

また、防火対象物の関係者に消防用設備等の点検・設備の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告の徹底を図るなど消防用設備等の適正な機能維持の徹底を図る。

(3) 実態に即した消防用設備等の設置の推進

防火対象物の実態を踏まえ、操作の容易な消火栓や自動火災報知設備の設置及び整備を図る。

(4) 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況からひとたび火災が発生すると延焼速度が早いため、大規模火災となる危険性が大きく、人的、物的に多大な被害が生じる可能性が高い。このため、これらの防火対象物においては、防火区画や消防用設備等の適正な維持管理等、防火安全対策の徹底を図る。

(5) 文化財建造物の防火安全対策の徹底

国民共通の財産である文化財を保護し、次代に残すことは極めて重要な課題である。しかし、文化財建造物の多くは伝統的な木造建築技術が用いられ、燃焼しやすい植物性の屋根等が使用されていることから、放火・花火等外部からの要因による出火が多い状況にある。このため、これらの文化財建造物においては、規模、構造、立地条件、人員構成等を考慮した防火管理体制の充実や早期発見・通報、初期消火及び延焼防止のための設備の設置等、防火安全対策の徹底を図る。

第2 応急対策

工場の爆発等により大規模な火災が発生した場合の消防活動は、第2編第3章第24節に定めた計画により、火災及び災害規模に応じて消防力を効率的に運用し、人命の安全確保を最優先に実施する。

第3 大規模救急救助体制

大規模火災その他の災害事故により、多数の傷病者等が発生したときは、救出及び救急業務を実施するとともに、関係機関との密接な連携により、効果的な活動を図る。

1 大規模災害事故

大規模災害事故とは、同一事故により多数の死傷者が発生し、又は発生するおそれがあると認められるものをいう。

- (1) 火災、水災、地震等によるもの
- (2) がけ崩れ、地すべり等によるもの
- (3) 旋風、突風等による建築物の倒壊によるもの
- (4) 陸上交通機関、航空機等の事故によるもの
- (5) ガス、危険物、薬品等の爆発、流出、漏えい等によるもの
- (6) その他これに類するもの

2 救急体制

消防局長は、大規模災害事故が発生した場合には、当該事故現場に現場救護所を開設し、救急隊、応急救急隊及び担架隊等を指揮し、また、関係機関と緊密な連携を図り、救護体制の確立を図る。

3 活動内容

災害事故現場における救出救急活動内容は、次のとおりである。

- (1) 傷病者の救出活動
- (2) 傷病者に対する応急措置
- (3) 傷病者の担架搬送及び救急車による輸送
- (4) 医療班（医師、看護師）、緊急医薬品、資機材等の輸送
- (5) 救護所から常設医療機関への輸送
- (6) 重篤傷病者等の緊急避難輸送

4 防災関係機関への要請

現場救急指揮本部長は、災害事故の規模等により、交通規制、群衆整理、医療班等の適正配備等を必要とするときは、町、警察等の防災関係機関に対し、災害事故概要等について通報連絡し、救急体制の万全を図らなければならない。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災（橋りょうの落下、道路陥没、道路上での重大事故）等による多数の死傷者の発生、危険物の流出・炎上・爆発等の道路災害に対する対策について定める。

なお、本設における道路管理者とは、町、県、東日本高速道路株式会社を示す。

第1 予防対策

1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者は、熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておく。

また、道路施設等の異常を迅速に見出し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備する。

さらに、異常が見られ、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

2 道路施設等の整備

(1) 危険箇所の把握

道路管理者は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行う。

また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前設定し、交通関係者並びに地域住民や道路利用者に広報する。

(2) 予防対策の実施

道路管理者は、以下の各予防対策に努める。

- ① 道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について、整備を推進する。
- ② 日常点検、定期点検、臨時点検を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。
- ③ 主桁、主構、床版、支承部など橋りょうの構造上重要な部材については、常時パトロールにより点検を行い、橋りょうの劣化や損傷の有無を調査する。

(3) 資機材の整備

道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、あらかじめ応急復旧用資機材の保有をしておく。

3 防災関係機関の相互連携体制

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、連絡窓口をあらかじめ明確にしておく。

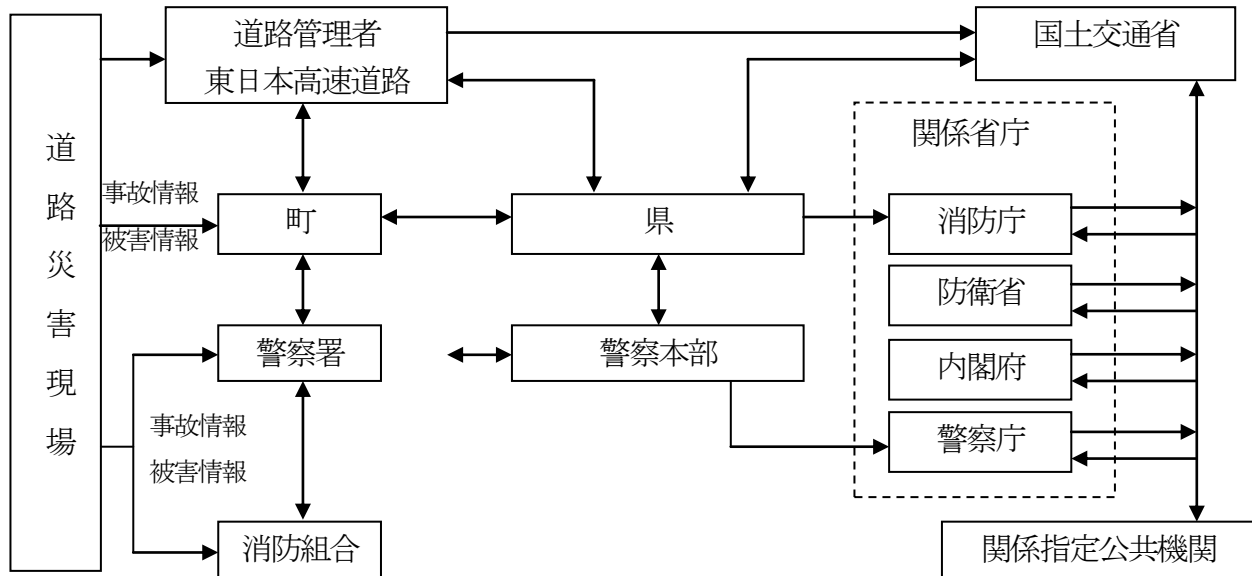
4 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

町は、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、県と連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

第2 応急対策

1 被害情報の伝達系統

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報を伝達する。



2 職員動員体制

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、大規模な災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。

3 消火活動

道路管理者は、県及び警察等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力する。

また、消防組合は速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。

4 緊急輸送活動

町は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急活動を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

危険物の流出等が発生したときは、消防組合は流出した危険物の名称、性情及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたる。

また、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合、町民に対する広報、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

6 応急復旧活動

道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

7 被災者等への的確な情報伝達体制

(1) 被災者等への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、報道機関等の協力を得て行うとともに、要配慮者に対して十分に配慮する。

(2) 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

(3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに町民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

8 道路災害からの復旧

道路管理者は、関係機関と協力し、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。

また、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3節 航空機事故災害対策計画

町内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合に備え、応急対策活動体制に万全を期するため次の措置を講じる。

第1 活動体制

町は、町域において航空機事故が発生したときは、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに公共的団体及び町民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

第2 応急対策

1 情報収集

町は、町域において航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。その他の基本事項については、第2編第3章第7節第5に準じる。

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、事業者、警察、消防組合及び消防団等と協力し避難誘導を行う。その際、乳幼児や高齢者や障がい者等の要配慮者を優先して行う。

(2) 災害現場周辺の町民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の町民に被害が及ぶと判断される場合、防災行政無線、広報車、報道機関への協力要請等により、地域住民へ避難指示を行う。

3 救急・救助

第2編第3章第10節に準じるとともに、次の措置を講じる。

- (1) 事故救急対策本部等、消防組合及び消防団を主体とした救出救助活動にあたる。
- (2) 協力者の動員を行う。

4 消火活動

航空機事故災害は、住宅地に墜落した場合には、火災が広域に及ぶ危険性があるので、消防組合及び消防団を主体とし、人命の安全確保を最優先として消火活動にあたる。

5 応援要請

第2編第3章第3～5節に準じ、適切な応急救助を実施する。

6 医療救護

第2編第3章第10節に準じ、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう関係機関と緊密に連携して医療救護活動を実施する。

第4節 危険物災害対策計画

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、消防組合は危険物施設等の保全、耐震性の強化及び保安対策等について推進する。

第1 予防対策

1 危険物施設の安全化

消防法で定める危険物は、それ自体が引火性、発火性又は爆発性を有し、適正な貯蔵、取扱いを誤ると大規模火災等を発生させ、また、他の火災及び地震等の災害が誘因となって大火災等を引き起こし、生命、身体及び財産を滅失する危険が極めて大きい。このため、これらの施設等の災害予防の徹底を期するため、次の措置等を講ずる。

(1) 危険物施設の保全と耐震性の強化

危険物取扱事業所等は、消防法をはじめとする関係法令に基づく施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、施設の耐震性の強化に努め、危険物の災害予防に万全を期する。

(2) 保安体制の確立

危険物取扱事業所等は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業所等の自主的保安体制の確立
- ② 事業所相互の協力体制の確立
- ③ 住民安全対策の実施

(3) 危険物施設に対する監督指導の強化

消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を実施し、技術基準に適合しない場合は、直ちに是正などの措置を行う。また、危険物取扱事業所等に対して、関係法令及び災害防止の具体的方法等についての的確な助言、指導を行う。

2 高圧ガス施設等の安全化

LPガス・塩素系の高圧ガス、毒物等は、平常時には燃料、製氷、冷凍、医療等に幅広く利用されている。しかし、これらの施設で災害が発生した場合は、その引火性、爆発性、毒性などにより多大な二次災害をもたらすこととなる。これらの災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるため、施設の保全、耐震性の強化及び保安対策等について促進する必要がある。

消防組合は、監督官庁である埼玉県及び各事業所と連携を図り、高圧ガス施設、毒劇物保管施設及び火薬類施設の安全化を促進する。

(1) 施設の保全と耐震性の強化

施設管理者は、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法及び火薬類取締法に基づき、施設の構造や定期点検等の保安基準を遵守するとともに、耐震性の強化に努める。

(2) 保安体制の確立

施設管理者は、次の保安対策を実施する。

- ① 事業所における防災体制の整備
- ② 防災資機材の整備
- ③ 保安教育の実施

- ④ 防災訓練の実施
- (3) 防災技術の研究
施設管理者及び消防組合は、高圧ガス、毒物・劇物及び火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。
- (4) 施設に対する指導
消防組合は、消防法に基づき届出された施設等に対し、必要に応じて調査等を行い、施設の実態を把握するとともに、防災上必要な事項について指導する。
また、届出規制等を受けない施設の実態把握に努めることとし、災害の防止を推進する。

第2 応急対策

消防組合は危険物施設等関係事業所に対し、災害時の応急対策として、当該施設の実態に応じ、次の応急措置を講ずるように指示する。

- (1) 危険物が流出、爆発のおそれがある場合は、弁の閉鎖又は緊急停止措置
- (2) 危険物施設の現状把握と災害の危険性を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検
- (3) 危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置
- (4) 危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び吸着マット等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置
- (5) 災害を発見したときは、速やかに主管機関の県、警察署、消防組合等防災関係機関に通報し、状況の報告

第5節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

埼玉県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数ある。

また、福島第一・第二原子力発電所、東海第二原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所及び浜岡原子力発電所といった、埼玉県から比較的近い場所に原子力発電所が立地している。

これらの施設、発電所において、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画に、その対策を定めるものとする。

第1 予防対策

1 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、国、県、関係市町村、警察、消防組合、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図る。また、活動手順や資機材及び装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について、職員への周知徹底を図る。

(2) 防災関係機関の連携体制

町は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県との連携を図る。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県及び他市町村との相互応援協定による広域応援体制を整備、充実する。

3 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握しておく。

町は、あらかじめ県、川越地区消防組合と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を把握しておく。

(2) 被ばく検査体制の整備

放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び町外からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、あらかじめ県内の保健所及び医療機関における検査体制の把握をしておく。

4 防護資機材の整備

川越地区消防組合は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

5 放射線量等の測定体制の整備

町は、放射線関係事故が発生した場合に町内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。

6 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 大規模な避難住民の受入

放射線関係事故に伴う大規模な避難住民の受入については、震災対策編第3章第9節を準用する。

(2) 避難所の指定

町は、放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、住民への周知徹底を図る。

(3) 避難誘導

町は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障がい者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

7 飲料水の供給体制の整備

町は、放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、給水体制の整備を図る。特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、国・県等と協働して実施する。また、給水用井戸の保全と管理を行う。

8 広報体制の整備

町は、放射線関係事故発生時に、迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。

9 住民相談窓口の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ整備する。

10 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者の教育

町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、以下の事項についての教育を実施する。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。
- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- ⑥ 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- ⑦ その他必要と認める事項

(2) 住民に対する知識の普及

町は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時より防災対策に関する事項についての広報を行う。

広報の主な内容については、以下のとおりとする。

- ① 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- ② 放射線防護に関すること。
- ③ 放射線による健康への影響に関すること。

- ④ 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
 - ⑤ 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
 - ⑥ その他必要と認める事項
- (3) 訓練の実施と事後評価

町は、総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮した訓練の実施に努める。

第2 応急対策

1 輸送事故災害対策計画

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

① 事故情報の収集・連絡

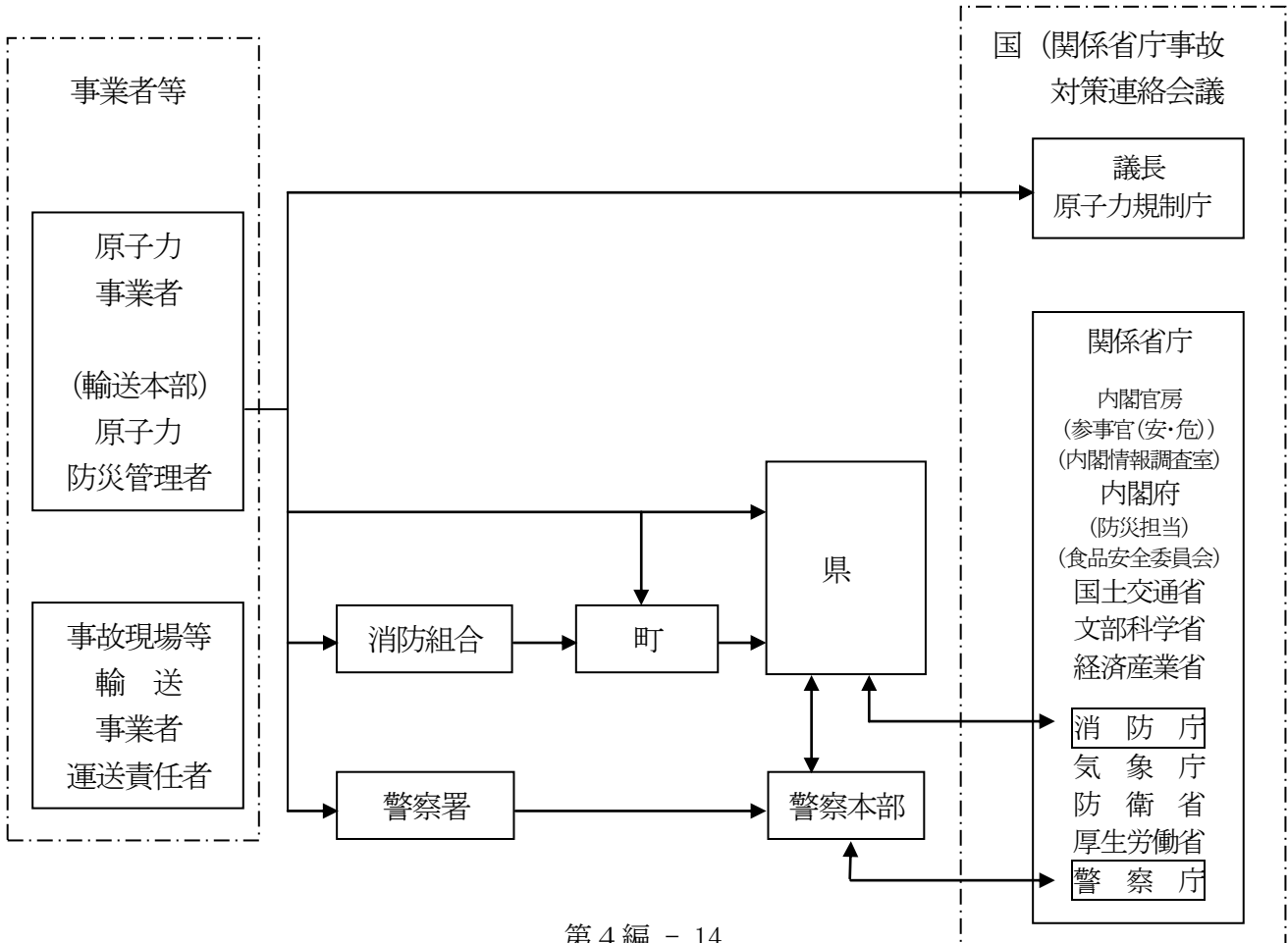
ア 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、放射性物質輸送中に放射性物質の漏洩等の事故災害が発生した場合は、速やかに次の事項について、町、消防組合、県及び警察署に通報するとともに、国の関係機関に通報する。

- ・ 事故発生の時刻、場所及び状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



ウ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

町は、県や原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握する。

エ 応急対策活動情報の連絡

事業者等は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡するものとする。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

② 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

① 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施する。

なお、事業者等の講ずるべき措置は、以下のとおりとする。

ア 関係機関への通報・連絡

イ 異常事態発生に伴う放射線モニタリング

ウ 消火及び輸送物への延焼防止

エ 輸送物の移動

オ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径15m以内について、立入を制限する）

カ 汚染の拡大防止及び除染

キ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

② 消防組合の対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた消防組合は、直ちにその旨を県及び町に報告するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

③ 町の活動体制

ア 情報収集等

町は、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

イ 自衛隊の災害派遣要請

町は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊

の派遣要請を行う。

ウ 広域的な応援体制の確立

町長は、災害応急対策を実施するために、必要があると認めるときは、広域的な応援体制の確立を図る。

(3) 消火活動

核燃料物質等輸送中において、火災が発生した場合は、事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

消防組合は、輸送事業者からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び安全性を確保し、放射性物質輸送事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

① 災害対策本部の設置など

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、町及び県は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、以降に示す措置を講ずる。

② 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

① 緊急輸送活動

町及び県は、車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的に緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後に搬送する。

② 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。

交通規制にあたっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡を取る。特に、文部科学省等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(6) 退避・避難収容活動など

① 退避・避難等の基本方針

町及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障がい者、外国人その他の要配慮者にも充分配慮する。

単位：mSv（ミリシーベルト）

| 屋外にいる場合に予測される被ばく線量 (予測線量当量) | | 防護対策の内容（注） |
|--------------------------------|---------------|-----------------------------------|
| 外部全身線量 | 甲状腺等の臓器毎の組織線量 | |
| 10～50 | 100～500 | 住民は、自宅等の屋内へ退避 その際、窓を閉め気密性に配慮する |
| 50以上 | 500以上 | 住民は、避難 |

(注)：防護対策の内容は以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「退 避」：被ばくをより低減できる地域に移動するもの。

② 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

町長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

イ 屋内退避・避難等の実施の指示

町長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町の長に通知するとともに、必要な「屋内退避」又は「避難」の措置を、各地域住民に講ずるよう指示等する。

また、知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与その他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示する。

ウ 関係機関への協力の要請

町長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。

③ 退避・避難等の実施

町長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得たうえで、退避所又は避難所を開設する。この避難誘導にあたっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障がい者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

④ 避難所の運営管理

町は、避難所の開設にあたっては、情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、町は、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

⑤ 要配慮者（高齢者・障がい者等）への配慮

町は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障がい者等に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。

特に、高齢者、障がい者の避難所での健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

⑥ 町民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、核燃料物質等の事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細かな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障がい者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

イ 町民への的確な情報の伝達

町は、町民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

ウ 住民等からの問合せへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 核燃料物質等の除去等

事業者等は、関係市町村並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(8) 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

これらの措置についての規制値は、次の表のとおりである。

| 対象 | 放射性セシウム |
|-------|------------------|
| 一般食品 | 100 ベクレル/キログラム以上 |
| 乳児用食品 | 50 ベクレル/キログラム以上 |
| 牛乳 | 50 ベクレル/キログラム以上 |
| 飲料水 | 10 ベクレル/キログラム以上 |

② 解除

町、県、原子力事業者等及び消防組合等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国・県及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(9) 被害状況の調査等

① 被災住民の登録

町は、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した住民の登録を行う。

② 被害調査

町は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害を調査し、県に報告する。

- ア 退避、避難等の措置
- イ 立入禁止措置
- ウ 飲料水、飲食物の制限措置
- エ その他必要と認める事項

(10) 住民の健康調査等

町及び県は、退避・避難した地域住民に対し、必要に応じ健康調査を実施して住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、被ばく治療可能施設と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

2 放射性物質取扱施設事故災害対策計画

(1) 事故発生直後の情報の収集・連絡

① 事故情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

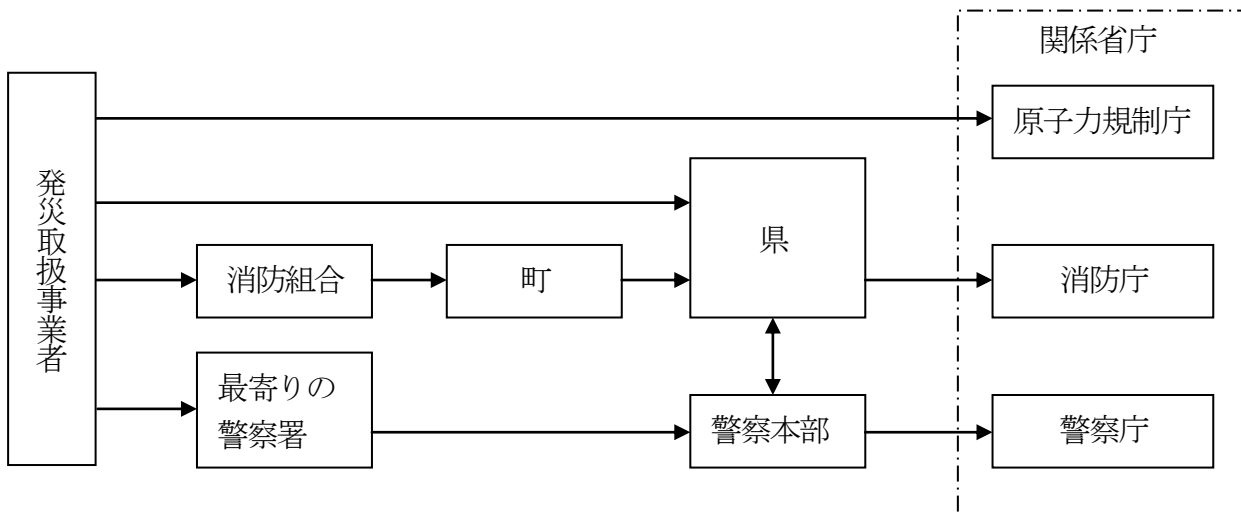
放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに次の事項について、町、県、消防組合、警察、及び国の関係機関に通報する。

- ・ 事故発生時刻、場所、施設及び状況
- ・ 気象状況（風向・風速）
- ・ 放射性物質の放出に関する情報
- ・ 予想される災害の範囲及び程度等
- ・ その他必要と認める事項

町は、事業者から受けた情報を直ちに、県、各警察署及び防災関係機関に連絡する。

イ 放射性物質取扱事業所等の事故災害情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業所等の事故災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



ウ 応急対策活動情報の連絡

事業者等は、町、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県は、県が実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

② 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、事故発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。また、電気通信事業者は、町、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

(2) 活動体制の確立

町は、本節第2-1「輸送事故災害対策計画」に準じ、活動体制の確立を図る。

なお、他の放射性物質取扱施設事故災害対策の各項目についても同様とする。

3 原子力発電所事故対策計画

本節第2-1-(4)～(10)については、原子力発電所事故対策計画にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県・町による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(1) 放射線量等の測定体制の整備

① 町民及び町外からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

町は、県と連携し、町民及び町外からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所等において外部被ばく程度を確認するための簡易測定を実施する。また、県は、保健所に健康相談の窓口を開設する。

② 校庭等における空間放射線量の測定体制の整備

町は、県のモニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、学校など町民の日常生活に密着する町有施設で空間放射線量の測定を実施し、町内における放射線量の分布を把握する。

③ 飲料水及び食品の放射性物質検査体制の整備

町は、飲料水及び食品の安全性を確保するため、「原子力施設等の防災対策について」(昭和55年6月、原子力安全委員会)及び「環境放射線モニタリング指針」(平成20年3月、原子力安全委員会)等に基づき国・県と緊密な連携を取りながら、飲料水、食品等の放射性物質の測定を実施し、町民に迅速かつ的確な情報を提供する。

④ 農産物等の放射性物資検査体制の整備

農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査などに協力する。

(2) 除染基準及び除染マニュアルの整備

学校などの町有施設で放射線量が町の定めた基準を超えた場合は、除染を実施する。なお、除染の方法は、除染マニュアルをあらかじめ定めておく。

また、町民からの除染の相談には適切に対応するとともに、除染方法を指導する。

(3) 町外からの避難住民の受入について

町外において原発事故が発生した場合の町における避難住民の受入については、一般避難者と同様に受け入れるものとする。

第6節 竜巻等突風災害対策計画

竜巻等の突風は、積乱雲や積雲に伴い発生し、日本のどこでもその危険がある。季節を問わず台風、寒冷前線、低気圧に伴い発生しており、特に台風シーズンの9月が最も多く発生している。

主に海岸低平地帯に発生するが、夏場は内陸部でも発生する。

本町においては、昭和63年8月10日に発生した竜巻により、戸守・正直地区で負傷者2名、住宅58棟に被害を及ぼした。また、平成18年は竜巻災害が相次ぎ、9月には宮崎県延岡市、11月には北海道佐呂間町で発生した竜巻により、死傷者を多数出す大きな被害となった。

こうした相次ぐ竜巻災害による甚大な被害を踏まえ、政府において関係省庁が連携した「竜巻等突風対策検討会」を開催し、平成19年6月に次の2点を取りまとめている。

我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方

突風災害対策の強化に向けた関係省庁の取り組みと今後の予定

平成24年5月には、茨城県、栃木県及び福島県で複数の竜巻が発生し、死傷者や多くの住宅被害が発生している。

こうした甚大な被害の発生に鑑み、内閣府副大臣を座長とし、関係府省庁により構成される「竜巻等突風対策局長級会議」において、竜巻等突風対策に係る今後の取組等について報告がとりまとめられた。

町は、再び町内でも竜巻等突風の発生する危険があることから、これらを踏まえた対策を検討し、実施可能な処置を講じる必要がある。

第1 予防対策

1 気象情報の収集・伝達

町は、「竜巻注意情報」が発表された場合は、気象の変化に注意するとともに、気象庁の「竜巻発生確度ナウキャスト」を確認する。町内で気象の変化が見られ、発生確度2の範囲に入った場合は、防災行政無線及び登録型携帯メール等により町民に注意を呼びかける。

<竜巻注意情報>

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から1時間となっている。

2 町民への啓発

町は、竜巻注意情報が発表された場合や竜巻が間近に迫った場合の行動について、啓発を図る。

また、町民は、竜巻注意情報発表時や竜巻遭遇時に備えて、竜巻注意情報発表時等の対処行動について理解しておくとともに、情報の入手手段等について確認しておく。

竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例は、次表のとおりである。

| 状況の時系列的变化 | 対処行動例 |
|--|---|
| 竜巻注意情報発表時 | <ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子ども、高齢者を含む野外活動、高所、クレーン、足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。 |
| 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等 | <ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。 |
| 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。 ②散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外がみえないときは③及び④の特徴により認知する。 | 竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓のない部屋等へ移動する。 ・部屋の隅、ドア、外壁から離れる。 ・最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守るような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。 |

「竜巻等突風対策局長級会議」報告（平成24年8月15日竜巻等突風対策局長級会議より抜粋）

第2 応急対策

竜巻等突風災害が発生した場合は、第2編第3章及び第3編第3章に定めた活動内容を準用し、町及び防災関係機関はそれぞれの災害特性に応じて適切な災害応急対策活動を実施する。

第7節 雪害対策計画

本県では、平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪を記録した。この降雪により、町内においては、ビニールハウスやカーポートなどに多くの被害が発生するなど、これまでにない規模の雪害が発生した。

大雪の原因としては、地球温暖化の進行に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発すると考えられることから、町は、大雪災害に対する予防対策を検討し、被害軽減を図る。

第1 予防対策

1 町民が行う雪害対策

(1) 自助の取組

自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検など自ら雪害に備えるための対策を講じるとともに、町が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

また、町は、町民が行う雪害対策の必要性と実施する上での留意点などについて、十分な普及啓発を行う。

(2) 町民との協力体制の確立

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには町民、事業者等の自主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。

町は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努めるものとする。

2 情報通信体制の充実強化

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、町民の適切な対処を促す。

■ 気象情報等の収集・伝達体制の整備

- 町は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。
- 熊谷地方気象台は、降雪・積雪に係る気象情報等について、県や市町村に伝達する体制整備に努める。

3 建築物の雪害予防

町は、庁舎や学校など防災活動の拠点施設、社会福祉施設や医療施設等など要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

(1) 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

(2) 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強

を行う。

4 道路交通対策

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

5 農業に係る雪害予防

町は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止に関する指導を行う。

■農産物等への被害軽減対策

➤ 積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入など、農業被害の軽減を検討する。

第2 応急対策

大雪による災害が発生した場合は、第2編第3章及び第3編第3章に定めた活動内容を準用し、町及び防災関係機関はそれぞれの災害特性に応じて適切な災害応急対策活動を実施する。